

第1章 子どもを産み育てやすい環境づくり

第1節 少子社会の現状

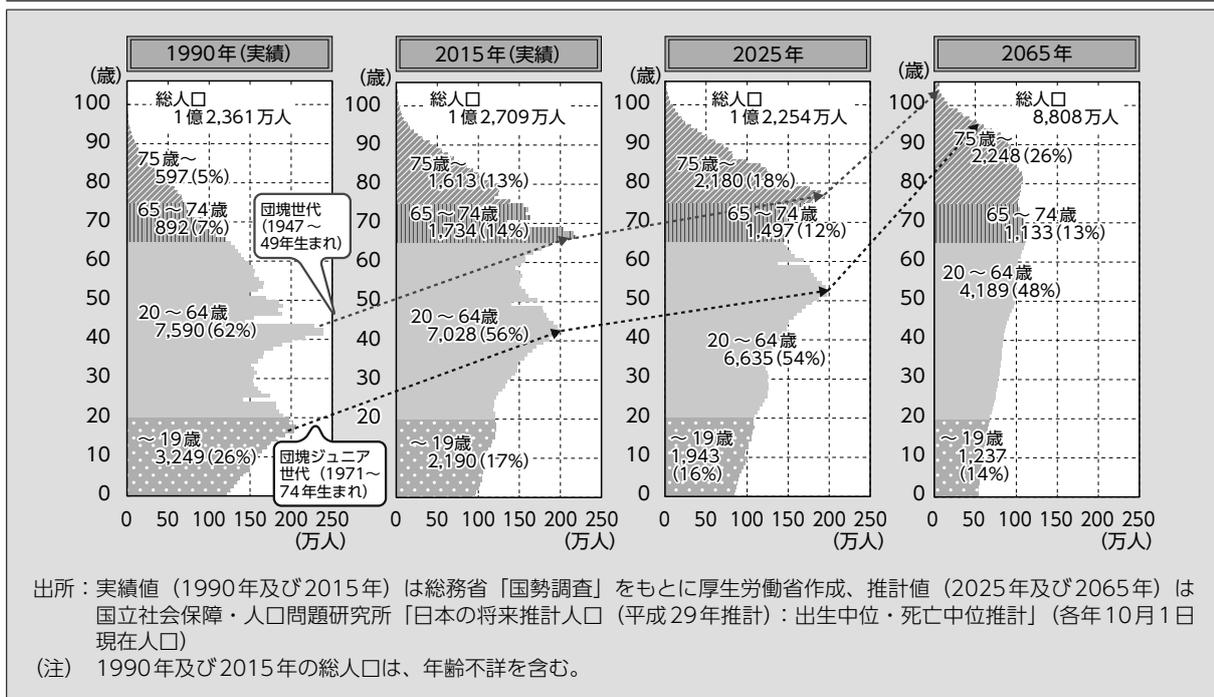
我が国の合計特殊出生率は、2005（平成17）年に1.26となり、その後、緩やかな上昇傾向にあったが、ここ数年微減傾向となっており、2019（令和元）年も1.36（概数）と依然として低い水準にあり、長期的な少子化の傾向が継続している。

また、2017（平成29）年に発表された国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」によると、現在の傾向が続けば、2065年には、我が国の人口は8,808万人となり、1年間に生まれる子どもの数が現在の半分程度の約56万人となり、高齢化率は約38%に達するという厳しい見通しが示されている（図表1-1-1）。

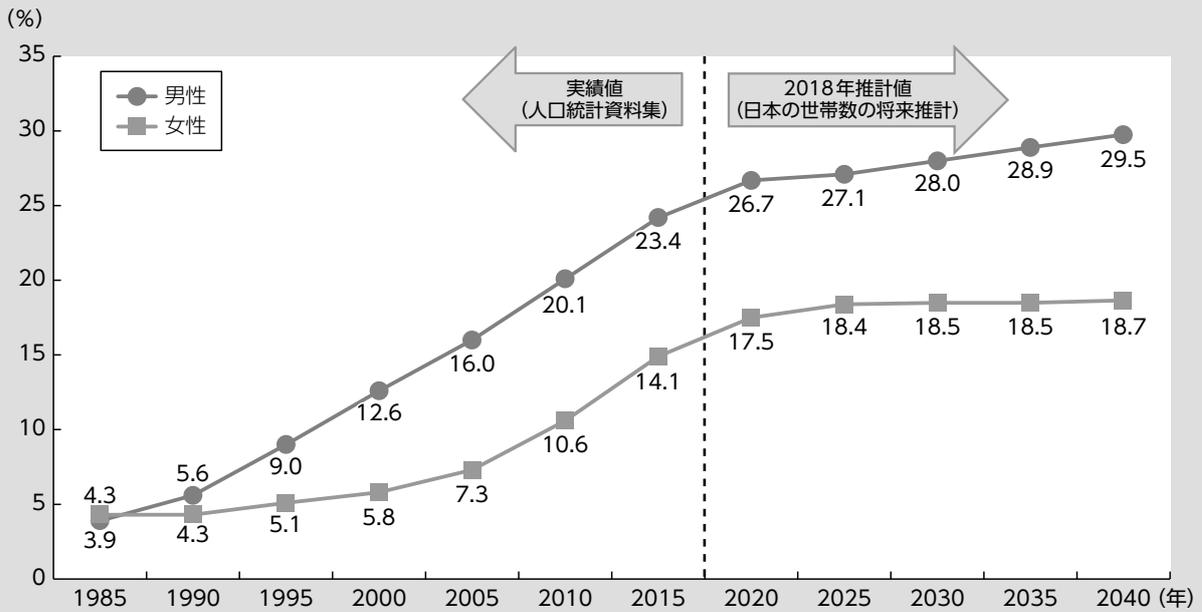
さらに、ライフスタイルが従来とは異なるものになってきている。例えば、2040年には50歳時の未婚割合が男性で約29%、女性では約19%になるものと見込まれている（図表1-1-2）ほか、共働き世帯と専業主婦世帯（男性雇用者と無業の妻からなる世帯）とを比べると、1997（平成9）年には既に前者の数が後者の数を上回っている状況にも配慮する必要がある（図表1-1-3）。

こうした状況に加え、多くの国民が結婚したい、子どもを生み育てたい、結婚した後も子どもを育てながら働きたいと希望しているにもかかわらず、その希望がかなえられず、結果として少子化が進んでしまっているものと考えられることなどから、国民が希望する結婚や出産を実現できる環境を整備することが重要となる。

図表1-1-1 人口ピラミッドの変化（1990、2015、2025、2065）－平成29年中位推計－



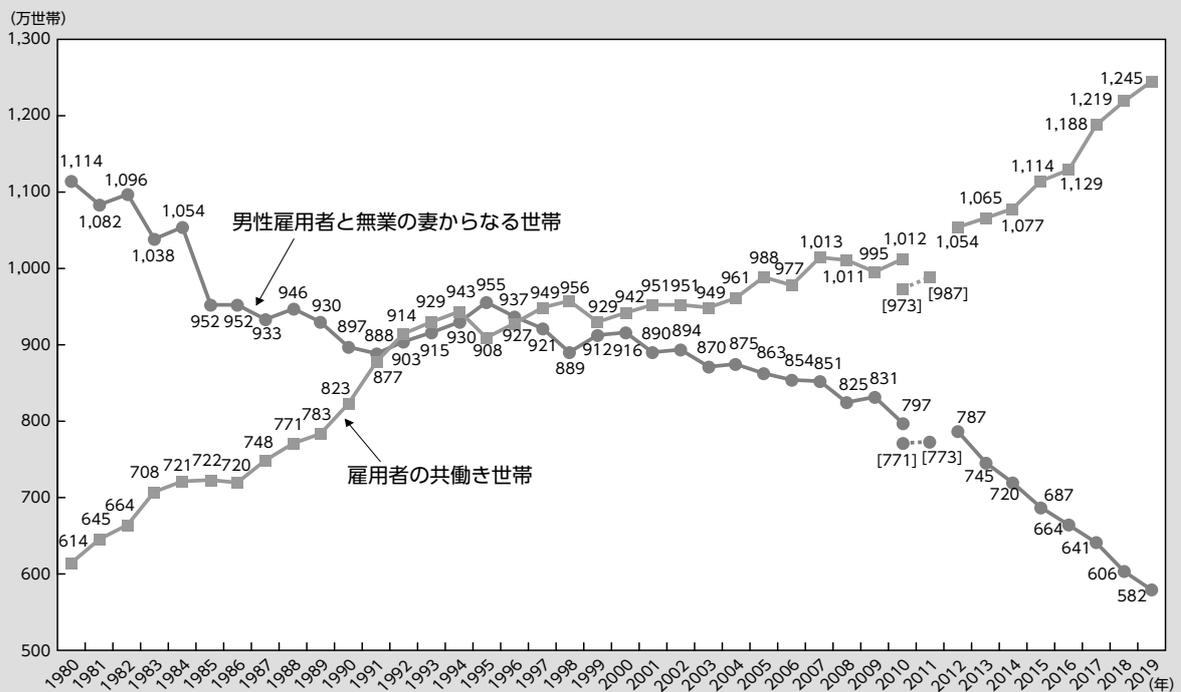
図表 1-1-2 50歳時の未婚割合の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（2018年推計）」、「人口統計資料集（2018年版）」

(注) 50歳時の未婚割合は、50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合であり、2015年までは「人口統計資料集（2018年版）」、2020年以降は「日本の世帯数の将来推計」より、45～49歳の未婚率と50～54歳の未婚率の平均。

図表 1-1-3 共働き等世帯数の年次推移



資料：1980～2001年は総務省統計局「労働力調査特別調査」、2002年以降は総務省統計局「労働力調査（詳細集計）（年平均）」

(注) 1. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、2017年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。2018年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）の世帯。
 2. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
 3. 2010年及び2011年の[]内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。
 4. 「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

第2節 総合的な子育て支援の推進

1 子ども・子育て支援新制度

2012（平成24）年8月に成立した子ども・子育て関連三法（「子ども・子育て支援法」、
「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正
する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な
提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法
律」）に基づく子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）は、社会保障・税一
体改革の一項目として、消費税率の引上げによる財源の一部を得て実施されるものであ
り、2015（平成27）年4月から施行された。

新制度では、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的な認識
の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することと
している。具体的には、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型
給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、②認定こども園制度の
改善、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図ることとしている（**図表
1-2-1**）。実施主体は基礎自治体である市町村であり、地域の実情等に応じて幼児期の学
校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に必要な給付・事業を計画的に実施していくこ
ととしている。

2015年4月の新制度の施行と併せ、内閣府に子ども・子育て本部が発足した。子ど
も・子育て本部は、内閣府特命担当大臣を本部長とし、行政各部の施策の統一を図る観点
から少子化対策や子育て支援施策の企画立案・総合調整を行うとともに、子ども・子育て
支援法に基づく給付等や児童手当など子育て支援に係る財政支援の一元的な実施等を担う
ほか、認定こども園制度を文部科学省、厚生労働省と共管している。

図表 1-2-1 子ども・子育て支援の新制度について

| I 基本的な考え方（ポイント） | | | | | | | | | |
|--|-------------------------|--------------|----------------|-----------------------|-------------------------|-------------------------------|------------------|-------|-----------------|
| <p>■子ども・子育て関連3法の趣旨 ①子ども・子育て支援法、②認定こども園法の一部改正法、③関係整備法（平成24年8月10日に成立）</p> <p>○3党合意（※）を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進 ※「社会保障・税一体改革に関する確認書（社会保障部分）」（平成24年6月15日自由民主党・公明党・民主党 社会保障・税一体改革（社会保障部分）に関する実務者間合意）</p> | | | | | | | | | |
| <p>■基本的な方向性</p> <p>○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設</p> <p>○認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ <p>○地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点など）</p> | | | | | | | | | |
| <p>■幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み</p> <p>○基礎自治体（市町村）が実施主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施 ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える <p>○社会全体による費用負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の財源が必要） <p>○政府の推進体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（子ども・子育て本部の設置など内閣府を中心とした一元の体制を整備） <p>○子ども・子育て会議の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与（子ども・子育て会議） ・市町村等の合議制機関の設置努力義務 | | | | | | | | | |
| <p>II 給付・事業</p> <table border="0"> <tr> <td>○子ども・子育て支援給付</td> <td>○地域子ども・子育て支援事業</td> </tr> <tr> <td>・施設型給付＝認定こども園、幼稚園、保育所</td> <td>・利用者支援、地域子育て支援拠点、一時預かり等</td> </tr> <tr> <td>・地域型保育給付＝小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育等</td> <td>・延長保育、病児・病後児保育事業</td> </tr> <tr> <td>・児童手当</td> <td>・放課後児童クラブ・妊婦健診等</td> </tr> </table> | | ○子ども・子育て支援給付 | ○地域子ども・子育て支援事業 | ・施設型給付＝認定こども園、幼稚園、保育所 | ・利用者支援、地域子育て支援拠点、一時預かり等 | ・地域型保育給付＝小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育等 | ・延長保育、病児・病後児保育事業 | ・児童手当 | ・放課後児童クラブ・妊婦健診等 |
| ○子ども・子育て支援給付 | ○地域子ども・子育て支援事業 | | | | | | | | |
| ・施設型給付＝認定こども園、幼稚園、保育所 | ・利用者支援、地域子育て支援拠点、一時預かり等 | | | | | | | | |
| ・地域型保育給付＝小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育等 | ・延長保育、病児・病後児保育事業 | | | | | | | | |
| ・児童手当 | ・放課後児童クラブ・妊婦健診等 | | | | | | | | |
| <p>III 認可制度の改善</p> <p>○大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できる仕組みを導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人及び学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める ・その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする <p>○小規模保育等の地域型保育についても、同様の枠組みとした上で、市町村認可事業とする</p> | | | | | | | | | |

出典：内閣府資料

新制度では、消費税率の引上げによる社会保障の充実の財源のうち、0.7兆円程度を子ども・子育て支援に充てることとされており、また、これを含め1兆円超程度の財源を確保し、子ども・子育て支援新制度に基づく幼児教育・保育・地域の子育て支援の更なる充実を図ることとしている（図表1-2-2）。

2018（平成30）年度、2019（令和元）年度においても、子ども・子育て支援は、社会保障の充実において優先的に取り組む施策と位置付けられ、市町村の事業計画等を踏まえた「量的拡充」に対応するとともに、0.7兆円程度の範囲で実施する「質の向上」に係る事項を引き続き全て実施するために必要な予算が計上されたところである。

さらに、2019（令和元）年度、2020（令和2）年度においても、引き続き、消費税財源以外の財源で実施する「質の向上」項目のうち、保育士の2%の処遇改善等の実施に必要な予算が計上されている。

図表1-2-2 子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目（案）

○消費税の引き上げにより確保する0.7兆円の範囲で実施する事項と0.3兆円超の追加の恒久財源が確保された場合に1兆円超の範囲で実施する事項の案。

| 所要額 | 量的拡充 | 質の向上* |
|------|--|---|
| | 0.4兆円程度 | 0.3兆円程度～0.6兆円超程度 |
| 主な内容 | ●認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育の量的拡充（待機児童解消加速化プランの推進等） | ◎3歳児の職員配置を改善（20：1→15：1） △1歳児の職員配置を改善（6：1→5：1） △4・5歳児の職員配置を改善（30：1→25：1） ○私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善（3%～5%） ◎小規模保育の体制強化 ◎減価償却費、賃借料等への対応 など |
| | ●地域子ども・子育て支援事業の量的拡充（地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等） | ○放課後児童クラブの充実 ○一時預かり事業の充実 ○利用者支援事業の推進 など |
| | ●社会的養護の量的拡充 | ◎児童養護施設等の職員配置基準の改善 ○児童養護施設等での家庭的な養育環境の推進 ○民間児童養護施設の職員給与等の改善 など |

量的拡充・質の向上 合計 0.7兆円程度～1兆円超程度

※「質の向上」の事項のうち、◎は0.7兆円の範囲ですべて実施する事項。○は一部を実施する事項、△はその他の事項

2 全ての子育て家庭への支援

子ども・子育て支援新制度においては、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、全ての子育て家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させることとしている。このことから、①子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援をするとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う「利用者支援事業」や、②子育て家庭等の負担感・不安感を軽減するため、子育て親子が気軽に集い、交流することができ、子育てに関する相談・援助を行う場の提供や、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習を行う「地域子育て支援拠点事業」、③家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う「一時預かり事業」、④乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う「ファミリー・サポート・センター事業」、⑤保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う「子育て短期支援事業」等を「地域子ども・子育て支援事業」として子ども・子育て支援法に位置付け、財政支援を強化して、その拡充を図ることとしている。

このほか、障害児支援については、重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対する支援である居宅訪問型児童発達支援の新設や、医療的ケアを要する障害児（以下「医療的ケア児」という。）が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福

社等の連携促進に努めることなどを「児童福祉法」に規定し、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応をすることとしており、保育所等においても医療的ケア児を受け入れるためのモデル事業を2017（平成29）年度から実施している。

3 幼児教育・保育の無償化

政府は、「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、2019（令和元）年10月から、3歳から5歳までの子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化している。少子高齢化という国難に正面から取り組むため、2019年10月の消費税率引上げによる財源を活用し、子育て世代、子供たちに大胆に政策資源を投入し、お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換する。

20代や30代の若い世代が理想の子供数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」が最大の理由となっており、幼児教育・保育の無償化をはじめとする負担軽減措置を講じることは、重要な少子化対策の1つである。また、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子供たちに質の高い幼児教育の機会を保障することは極めて重要である。

このような背景を踏まえ、政府は、これまで段階的に推進してきた取組みを一気に加速することとし、幼児教育・保育の無償化を実現するため、2019（平成31）年2月に子ども・子育て支援法の改正法案を第198回国会に提出し、同国会において成立した。

第3節 待機児童の解消などに向けた取組み

1 待機児童解消に向けた保育の充実と総合的な放課後児童対策の推進

2019（平成31）年4月1日時点の待機児童数は、16,772人となり、前年から約3,000人減少し、待機児童調査開始以来最少の調査結果となったものの、女性就業率は年々上昇し、それに伴い、保育の利用申込者数も急激に増加していることから、引き続き待機児童の解消は喫緊の課題となっている。厚生労働省では、2017（平成29）年6月に「子育て安心プラン」を策定し、2020（令和2）年度末までに約32万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童を解消することとしている。

2016（平成28）年度から実施している企業主導型保育事業については、2016年度から2018（平成30）年度で約86,000人の受け皿を確保し、2020年度で新たに2万人分程度の受け皿拡大に取り組むこととしている。また、預かり保育への補助の充実等により、幼稚園における待機児童の受入れを推進している。

保育の受け皿拡大と合わせて重要な課題である保育人材の確保については、処遇改善や新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職といった支援に総合的に取り組むこととしている。特に、民間の保育士等の処遇改善については、2019（令和元）年度に実施した「新しい経済政策パッケージ」に基づく1%の処遇改善などの取組みにより、2013（平成25）年度から2020年度までの8年間で合計約14%（月額約4万5千円）の改善を実現し

た。また、2017年度からは、技能・経験に応じたキャリアアップの仕組みを構築し、経験年数がおおむね7年以上の中堅職員に対して月額4万円、経験年数がおおむね3年以上の職員に対して月額5千円の処遇改善を実施している。

また、共働き家庭など留守家庭における小学生の児童に対しては、学校の余裕教室等を活用し、放課後に適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする放課後児童クラブを実施している。2019年5月1日時点では、放課後児童クラブ数は全国で2万5,881か所、登録児童数は129万9,307人になっている一方で、利用できなかった児童（待機児童）数は1万8,261人となっている。2018年9月14日には、文部科学省と厚生労働省が共同で、「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、「新・放課後子ども総合プラン」を策定した。

「新・放課後子ども総合プラン」では、2021（令和3）年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023（令和5）年度末までに計約30万人分の受け皿を整備する。また、全ての小学校区で、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指している。

そして、放課後児童クラブの役割を、基本的な生活習慣づけや異年齢児童等との関わりを通して、自主性、社会性を身につけられる場として位置づけ、今後、放課後児童クラブでこうした役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

2020年度予算では、「新・放課後子ども総合プラン」の目標達成に向けて、引き続き、放課後児童支援員等の処遇改善事業等により質の向上を図るとともに、施設整備費の補助率のかさ上げなどを実施し、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図ることとしている。

第4節 児童虐待防止対策、社会的養護の充実、女性保護施策の推進

1 児童虐待防止対策の取組みの推進

(1) 児童虐待の現状

児童虐待への対応については、これまで、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の累次の改正や、民法などの改正により、制度的な充実が図られてきた。一方で、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、2018（平成30）年度には児童虐待防止法制定直前の約14倍に当たる15万9,838件となっている。子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題である。

(2) 児童虐待防止対策の取組み状況

①児童福祉法等の改正について

上記のように、児童虐待相談対応件数の増加や、東京都目黒区で発生した児童虐待事案

等を受けて、2018（平成30）年6月15日に「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」を開催し、安倍総理から、子どもの命を守ることを何より第一に据え、全ての行政機関が、あらゆる手段を尽くすよう、緊急に対策を講じることについて指示があった。

この指示を受け、対応策を検討し、同年7月20日に同関係閣僚会議において、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を決定した。同対策においては、転居した場合の児童相談所間における引継ぎルールを見直し・徹底すること、「児童相談所強化プラン」を前倒して見直すこと等としているほか、相談窓口の周知、より効果的・効率的な役割分担・情報共有、適切な一時保護、保護された子供の受け皿確保などを講じることとしている。

さらに、同対策に基づき、同年12月18日に、児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）を決定し、児童相談所及び市町村の体制強化に向けて、2022（令和4）年度までに、児童福祉司を約2,000人増加させることや市区町村子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置すること等としている。

また、2019（平成31）年2月には、千葉県野田市で発生した事案を受けて、関係閣僚会議を開催し、通告元の秘匿や関係機関の連携等に関する新ルールを設置することを内容とする「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」を決定した。

同年3月には、関係閣僚会議において、児童虐待の発生予防・早期発見や児童虐待発生時の迅速・的確な対応等を強化する内容とする「児童虐待防止対策の抜本的強化について」を決定し、あわせて「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。同法案は、国会での審議を経て、同年6月に可決・成立された。

今後、これらの対策に基づき、財政的な措置が必要なものについては、引き続き地方交付税措置を含め予算編成過程において検討をするとともに、制度的な対応が必要な事項についても検討し、所要の措置を講じていくこととしている。

②児童福祉法及び児童虐待防止法の改正について

児童虐待防止対策の強化を図るため、2019年3月に、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」が第198回通常国会に提出され、同年6月に可決・成立された。この改正法では、主に以下の内容が定められている

（図表1-4-1）。

- ・児童の権利擁護として、親権者は児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこと。
- ・児童相談所の体制強化として、都道府県は一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずること。
- ・児童相談所の設置促進として、児童相談所の設置に関する参酌基準を定めること、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずること。
- ・関係機関間の連携強化として、DV対策との連携強化のため、配偶者暴力相談支援センター等の職員は児童虐待の早期発見に努めること。

このほか、児童相談所職員の処遇改善や一時保護所等の量的拡充・質的向上、民法上の

懲戒権の在り方についての検討規定が設けられた。

図表 1-4-1

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）の概要

改正の趣旨

児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童の権利擁護【①の一部は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】
 - ① 親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととする。児童福祉施設の長等についても同様とする。
 - ② 都道府県（児童相談所）の業務として、児童の安全確保を明文化する。
 - ③ 児童福祉審議会において児童に意見聴取する場合においては、その児童の状況・環境等に配慮するものとする。
2. 児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等
 - (1) 児童相談所の体制強化等【①・⑥・⑦は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】
 - ① 都道府県は、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずるものとする。
 - ② 都道府県は、児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。児童相談所に医師及び保健師を配置する。
 - ③ 都道府県は、児童相談所の行う業務の質の評価を行うことにより、その業務の質の向上に努めるものとする。
 - ④ 児童福祉司の数は、人口、児童虐待相談対応件数等を総合的に勘案して政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。
 - ⑤ 児童福祉司及びスーパーバイザーの任用要件の見直し、児童心理司の配置基準の法定化により、職員の資質の向上を図る。
 - ⑥ 児童虐待を行った保護者について指導措置を行う場合は、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとする。
 - ⑦ 都道府県知事が施設入所等の措置を解除しようとするときの勘案要素として、児童の家庭環境を明文化する。
 - (2) 児童相談所の設置促進【①は児童福祉法、②・③は改正法附則】
 - ① 児童相談所の管轄区域は、人口その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。
 - ② 政府は、施行後5年間で、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずるものとする。その支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図るものとする。
 - ③ 政府は、施行後5年間で、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況等を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
 - (3) 関係機関間の連携強化【①は児童福祉法、②～④・⑤の前段は児童虐待の防止等に関する法律、⑤の後段は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律】
 - ① 要保護児童対策地域協議会から情報提供等の求めがあった関係機関等は、これに応ずるよう努めなければならないものとする。
 - ② 国及び地方公共団体は、関係地方公共団体相互間並びに市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校及び医療機関の間の連携強化のための体制の整備に努めなければならないものとする。
 - ③ 児童虐待を受けた児童が住所等を移転する場合に、移転前の住所等を管轄する児童相談所長は移転先の児童相談所長に速やかに情報提供を行うとともに、情報提供を受けた児童相談所長は要保護児童対策地域協議会が速やかに情報交換を行うことができるための措置等を講ずるものとする。
 - ④ 学校、教育委員会、児童福祉施設等の職員は、正当な理由なく、その職務上知り得た児童に関する秘密を漏らしてはならないこととする。
 - ⑤ DV対策との連携強化のため、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの職員については、児童虐待の早期発見に努めることとし、児童相談所はDV被害者の保護のために、配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めるものとする。
3. 検討規定その他所要の規定の整備
 - ① 児童福祉司の数の基準については、児童福祉司の数に対する児童虐待相談対応件数が過重なものとならないよう、必要な見直しが行われるものとする。
 - ② 児童相談所職員の処遇改善、一時保護所等の量的拡充・一時保護の質的向上に係る方策等に対する国の支援等の在り方について、速やかに検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
 - ③ 民法上の懲戒権の在り方について、施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
 - ④ 一時保護その他の措置に係る手続の在り方について、施行後1年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
 - ⑤ 児童の意見表明権を保障する仕組みとして、児童の意見を聴く機会の確保、児童が自ら意見を述べる機会の確保、その機会に児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の権利擁護の在り方について、施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
 - ⑥ 児童福祉の専門知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策について、施行後1年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
 - ⑦ 児童虐待の防止等に関する施策の在り方について、施行後5年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
 - ⑧ 通報の対象となるDVの形態及び保護命令の申立をすることができるDV被害者の範囲の拡大、DV加害者の地域社会における更生のための指導等の在り方について、公布後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
 - ⑨ その他所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和2年4月1日（3②及び⑧については公布日、2（1）②及び⑤の一部については令和4年4月1日、2（2）①は令和5年4月1日。）

③児童相談所全国共通ダイヤルについて

児童虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時などに、ためらわずに児童相談所に通告・相談ができるように、2015（平成27）年7月1日から、児童相談所全国共通ダイヤルについて、これまでの10桁番号から3桁番号「189（いちはやく）」を運用している。さらに、児童相談所につながるまでの時間短縮を進めるため、2016（平成28）年4月に音声ガイダンスの短縮や、2018年2月に携帯電話等からの入電についてコールセンター方式を導入した。また、2019（令和元）年度中には、虐待通告の無料化などの運用改善を進めている。

④児童虐待による死亡事例等の検証について

児童虐待による死亡事例等について、2004（平成16）年度より、社会保障審議会児童部会の下に設置されている「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」において、児童虐待による死亡事例等について分析・検証し、事例から明らかとなった問題点、課題に対する具体的な対応策を提言として取りまとめており、2018年8月には、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第14次報告）」を取りまとめた。

第14次報告においては、心中以外の虐待死（49例・49人）では、0歳児死亡が最も多く（約65%）、うち月齢0か月が半数を占めること、実母が抱える問題として「予期しない妊娠／計画していない妊娠」、「妊婦健診未受診」が高い割合を占めること等が特徴として挙げられた。

(3) 児童虐待防止に向けた広報啓発の取組み

2004（平成16）年から、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待に対する社会的関心の喚起を図っている。厚生労働省では、月間中、関係府省庁や、地方公共団体、関係団体等と連携した集中的な広報・啓発活動を実施している。2019（令和元）年度においては、「189（いちはやく）ちいさな命に 待ったなし」を月間標語として決定するとともに、広報用ポスター、リーフレット等の作成・配布、政府広報の活用等により、児童虐待は社会全体で解決すべき問題であることを周知・啓発した。また、児童虐待防止の啓発を図ることを目的に民間団体（認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク）が中心となって実施している「オレンジリボン運動」を後援している。



2 社会的養育の充実

(1) 社会的養育の基本的方向

2016（平成28）年通常国会において成立した改正児童福祉法において、
・国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。

- ・ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり、又は適当でない場合にあっては、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。
- ・児童を家庭及び家庭における養育環境と同様の養育環境において養育することが適当でない場合にあっては、児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

と規定されたことを踏まえ、養子縁組や里親・ファミリーホームによる家庭養育の推進等を図るとともに、児童養護施設等の施設についても小規模化や地域分散化を図っている。

(2) 家庭養育の推進

社会的養護が必要な子どもは、温かく安定した環境で養育されることが望ましく、特に乳幼児期は、安定した養育環境の中で愛着関係の基礎が作られるべき大切な時期であり、子どもの最善の利益を考えれば、できる限り家庭における養育環境と同様の環境で育つことが、子どもの心身の健やかな成長、発達が図られる上で非常に重要である。

このため、改正児童福祉法においては、都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援や、養子縁組に関する相談・支援が位置づけられた。また、養子縁組里親を法定化するとともに、養育の質について全国的に一定の水準を確保するため、研修の義務化や欠格要件、都道府県知事による名簿の作成についても、新たに法律に規定された。

これを踏まえ、2017（平成29）年度より、里親制度の普及促進による新規里親の開拓、里親と児童とのマッチング、委託児童に係る自立支援計画策定、委託後の相談支援等及び養子縁組に関する相談・支援を行う「里親支援事業」を実施しているほか、フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）の普及などによる里親支援体制の構築に取り組んでいる。

また、里親・ファミリーホームへの委託を推進するため、毎年10月を「里親月間」と位置付け、広報用ポスター、リーフレットの作成・配布や政府広報（新聞、インターネット）などにより、地方公共団体や関係団体などと連携した集中的な広報・啓発活動を実施している^{*1}。

併せて、特別養子縁組制度についても広報用ポスター、リーフレットを作成し、産科医療機関への掲示を行うなど、地方公共団体や関係団体などと連携し、制度の普及啓発に取り組んでいる^{*2}。

また、特別養子制度の利用を促進するため、第198回国会において、特別養子縁組の年齢要件の見直し（原則6



（里親制度広報啓発ポスター）

*1 厚生労働省ホームページ「里親制度等について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/02.html

*2 厚生労働省ホームページ「特別養子縁組制度について」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000169158.html>

歳未満から15歳未満に引上げ)や二段階手続・児童相談所長の審判への関与の導入等を盛り込んだ民法等の一部を改正する法律(令和元年法律第34号)が2019(令和元)年6月に成立した。

第192回国会においては、議員立法として提出された民間あっせん機関による養子縁組あっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成28年法律第110号)が、

2016(平成28)年12月に成立した。同法は、養子縁組あっせん事業について許可制度とし、その業務の適正な運営を確保するための措置を講じようとするものであり、2018(平成30)年4月1日に施行された。この法律に基づき、養子縁組あっせん事業の適正化に取り組むとともに、民間あっせん機関の支援に取り組んでいく。

一方、施設では、ケア形態の小規模化を図るため、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設及び児童自立支援施設を対象とした小規模グループケアの実施や、地域小規模児童養護施設の設置を進めている。2016年度から、賃貸物件を活用して地域小規模児童養護施設等を運営する場合に、賃借料の実費を措置費に算定できるようにするなどしている。

(3) 施設を退所した子どもの自立支援策の拡充

社会的養護の下で育った子どもは、施設等を退所し自立するに当たり、保護者等から支援を受けられない場合が多く、その結果様々な困難に直面することが多いことから、個々の児童の状況に応じた支援を実施し、将来の自立に結びつけることが重要である。

2015(平成27)年度には、養育環境等により十分な学習機会が確保されていない児童養護施設入所児童等に対して、退所後の自立を促進するため、学習支援の充実を図った。

また、2015年より、児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、家賃相当額や生活費の貸付及び児童養護施設等に入所中の子ども等を対象に、就職に必要な各種資格を取得するための経費について貸付を行い、就業継続等の条件により返還を免除する「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」を実施している。

さらに、改正児童福祉法において、自立援助ホームの対象として、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者が追加されたことを受け、2017(平成29)年度より、20歳到達後から22歳の年度末までの間における支援に要する費用の補助として「就学者自立生活援助事業」を実施するとともに、大学等に就学していない自立援助ホームの入所者や里親等への委託、児童養護施設等への入所措置を受けていた者についても同様に、18歳(措置延長の場合は20歳)到達後も原則22歳に達する日の属する年度の末日まで引き続き必要な支援を受けることができるよう「社会的養護自立支援事業」を実施している。



(特別養子縁組制度広報啓発ポスター)

(4) 社会的養護に関する施設機能の充実

社会的養護の施設が質の高い支援を実施するためには、体制面の充実や第三者評価の適切な実施が不可欠である。このため、施設種別ごとの運営指針を策定するとともに、第三者評価及び施設長研修を義務付けている。

なお、第三者評価については、2012（平成24）年度から3か年度毎に1回以上の受審をすることとしており、2017（平成29）年度には、評価効果を上げるために評価基準の見直しを行い、2018（平成30）年度から適用することとした。

また、2015（平成27）年度には、虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもをより家庭的な環境で育てることができるよう、職員配置の改善や、人材定着を図るため、民間児童養護施設等の職員給与の改善を行った。2017年度には、民間児童養護施設等の業務の困難さに応え、人材確保と育成を図るため、民間の児童養護施設職員等について2%の処遇改善を行うとともに、被虐待経験や障害等のある子どもを対象とした夜間を含む業務内容を評価した処遇改善に加え、職務分野別のリーダー的業務内容や支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善を実施した。

さらに、2018年度補正予算及び2019（令和元）年度予算においても、児童養護施設職員等の処遇改善を盛り込んでいる。

(5) 被措置児童等虐待の防止

施設入所や里親委託などの措置がとられた児童等（被措置児童等）への虐待があった場合には、児童等を保護し、適切な養育環境を確保することが必要である。

このため、2009（平成21）年に施行された改正児童福祉法では、

- ①被措置児童等虐待に関する都道府県等への通告や届出
 - ②通告した施設職員等に対する不利益取扱いの禁止
 - ③届出通告があった場合に都道府県等が講じるべき調査等の措置
- 等が規定された。これを受けて厚生労働省では「被措置児童等虐待対応ガイドライン」を作成し、被措置児童等虐待の防止に取り組んでいる。

3 女性保護施策の推進

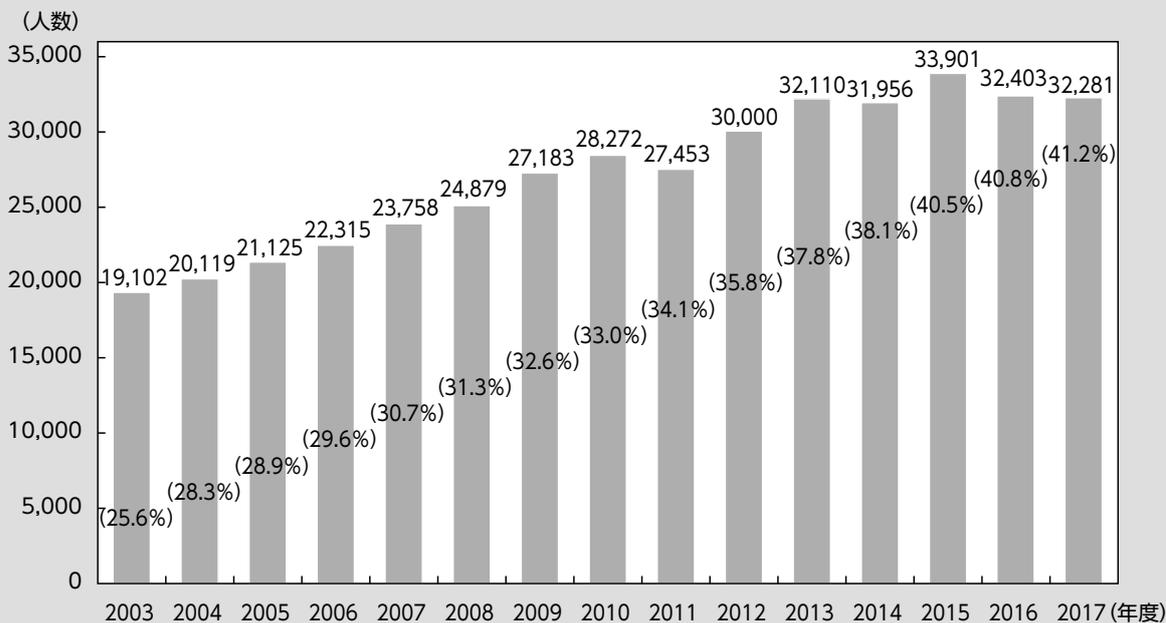
(1) 配偶者からの暴力の現状

配偶者からの暴力は、人権を著しく侵害する大きな社会問題である。2017（平成29）年度の全国の婦人相談所及び婦人相談員の受け付けた来所による女性相談者の実人員78,360人（2016（平成28）年度79,423人）のうち、「夫等の暴力」を主訴とする者が32,281人（2016年度32,403人）であり、相談理由の41.2%（2016年度40.8%）を占めるなど、配偶者からの暴力の被害者の割合が増加しており（**図表1-4-2**）、関係府省（内閣府、警察庁等）及び関係機関（配偶者暴力相談支援センター、警察、裁判所等）との密接な連携を図り、引き続き取組みの強化が必要とされている。

図表 1-4-2 婦人相談所及び婦人相談員による相談

○婦人相談所及び婦人相談員における夫等からの暴力の相談件数の相談全体に占める割合は、H25年度までは増加傾向で、その後増減を繰り返している。

夫等からの暴力の相談件数及び相談全体に占める割合（来所相談）



資料：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ

(2) 配偶者からの暴力対策等の取組み状況

配偶者からの暴力被害者等に対する相談・保護等の支援については、

- ①配偶者からの暴力を受けた被害者の一時保護及び民間シェルターや母子生活支援施設等一定の基準を満たす者への一時保護委託の実施
 - ②婦人相談所職員や婦人相談員等の相談担当職員に対する専門研修の実施
 - ③婦人相談所における休日・夜間電話相談事業の実施及び関係機関とのネットワーク整備
 - ④婦人相談所一時保護施設及び婦人保護施設における心理療法担当職員及び同伴児童へのケアを行う指導員の配置
 - ⑤婦人相談所一時保護施設及び婦人保護施設の夜間警備体制の強化
 - ⑥婦人相談所における法的対応機能強化事業の実施
 - ⑦外国人被害女性等を支援する専門通訳者養成研修事業の実施
 - ⑧婦人相談所一時保護施設及び婦人保護施設において、個別対応職員を配置し、様々な困難な問題を抱える被害者のニーズに対応した支援を実施
- など、各種施策を実施している。

2013（平成25）年に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）」（以下「配偶者暴力防止法」という。）が一部改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者に対しても、配偶者暴力防止法が適用されることとなった（2014（平成26）年1月3日施行。施行後は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」）。

2013年には、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）が一部改正され、婦人相談所その他適切な施設においてストーカー行為等の相手方（婦人相談所においては被害女性）に対する支援に努めることが明記された（2013年10月3日施行）。

2018（平成30）年度には、2017（平成29）年度に引き続き、婦人相談員の手当を一定の研修を終了した者について勤務実態に応じた額となるよう見直すとともに、同伴児童対応職員の配置の更なる拡充を行った。また、若年被害女性等に対して、公的機関と民間支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行うモデル事業を創設し、実施している。

（3）人身取引（性的サービスや労働の強要等）被害女性の保護

人身取引（性的サービスや労働の強要等）被害女性の保護については、婦人相談所においては、445名（2001（平成13）年4月1日～2018（平成30）年3月31日）の保護が行われてきたところである。

なお、「人身取引対策行動計画2014」に基づき、人身取引被害女性の保護・支援を図っているところであり、婦人相談所等においても、警察、出入国在留管理庁、大使館、IOM（国際移住機関）等の関係機関と連携を図りながら、被害女性の立場に立った保護・支援を実施している。

第5節 子どもの貧困対策

今般、目的や基本理念の見直し、市町村が子供の貧困対策についての計画を定めるよう努める旨等が規定された子供の貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第41号）が、2019（令和元）年6月に成立した。法改正の趣旨や幅広く関係者から意見聴取を行った子供の貧困対策に関する有識者会議における提言等を踏まえ、政府は、令和元年11月に新たな「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定した。

第6節 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進

1 ひとり親家庭を取り巻く状況

母子世帯の推計世帯数（父のいない児童（満20歳未満の子どもであって、未婚のもの）がその母によって養育されている世帯）は、2016（平成28）年で123.2万世帯となっており、父子世帯の推計世帯数（母のいない児童がその父によって養育されている世帯）は、同年で18.7万世帯になっている*3。

母子世帯になった理由別にみると、死別世帯が8.0%、生別世帯が91.1%になっている*4。

*3 厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」（2016年）

*4 厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」（2016年）

就業の状況については、2016年には、母子家庭の母は81.8%が就業している。このうち、正規の職員・従業員が44.2%、パート・アルバイト等が43.8%になっている。一方、父子家庭の父は85.4%が就業しており、このうち正規の職員・従業員が68.2%、自営業が18.2%、パート・アルバイト等が6.4%になっている*5。

母子世帯の母自身の平均年間収入は243万円であり、児童のいる世帯の1世帯当たり平均所得金額745.9万円と比べて低い水準となっている。一方、父子世帯の父自身の平均年間収入は420万円であり、母子世帯より高い水準にあるが、300万円未満の世帯も35.2%になっている*6。

2 ひとり親家庭の自立支援の取組み

新たな「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、①教育の支援、②生活の安定に資するための支援、③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための支援、④経済的支援という4つの柱に沿って、ひとり親家庭等に対し、

- ・地方公共団体の相談窓口のワンストップ化の推進
- ・放課後児童クラブ等の終了後にひとり親家庭の子供の生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりの実施
- ・児童扶養手当の機能の充実
- ・ひとり親家庭等への保育料軽減の強化
- ・高等職業訓練促進給付金の充実

など就職に有利な資格の取得の促進等の支援を実施している（図表1-6-1）。

児童扶養手当については、令和元（2019）年11月支払分より支払回数について従来の年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）へと見直し図った。

また、第201回通常国会においては、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）が成立し、児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直しを図った。

*5 厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」（2016年）

*6 厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」（2016年）、児童のいる世帯については厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」

図表 1-6-1 子供の貧困対策に関する大綱のポイント（令和元年11月29日閣議決定）

| | |
|--|--|
| 子供の貧困対策に関する大綱 <input type="checkbox"/> 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年成立、議員立法)に基づき策定 <input type="checkbox"/> 今般の大綱改定は、 ①現大綱（平成26年8月閣議決定）において、5年を目途に見直しを検討するとされていること、及び②議員立法による法律改正（令和元年6月）を踏まえて実施。 <input type="checkbox"/> 平成30年11月の子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）において、令和元年度中に新たな大綱を策定するとされている。 | |
| 目的 | 現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す 子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施 |
| 基本的方針 | ① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援 ➡ 子供のライフステージに応じて早期の課題把握 ② 支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮 ➡ 声を上げられない子供や家庭の早期発見と支援の多様化 ③ 地方公共団体による取組の充実 ➡ 計画策定や取組の充実、市町村等が保有する情報の活用促進 |
| 指標 | ひとり親の正規雇用割合、食料又は衣服が買えない経験等を追加（指標数 25→39） |
| 指標の改善に向けた重点施策（主なもの） | |
| 1. 教育の支援 <input type="checkbox"/> 学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備 <small>少人数指導や習熟度別指導、補習等のための教職員等の指導体制の充実、教育相談体制の充実、高校中退者への学習支援・情報提供等</small> <input type="checkbox"/> 真に支援が必要な低所得者世帯の子供たちに対する大学等の授業料減免や給付型奨学金を実施 | |
| 2. 生活の安定に資するための支援 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産期からの切れ目ない支援、困難を抱えた女性への支援 <small>子育て世代包括支援センターの全国展開、若年妊婦等へのアウトリーチ、SNSを活用した相談支援、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化・民間団体の活用等</small> <input type="checkbox"/> 生活困窮家庭の親の自立支援 生活困窮者に対する自立相談、就労準備、家計改善の一体的な支援の実施を推進 | |
| 3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 <input type="checkbox"/> ひとり親への就労支援 資格取得や学び直しの支援、ショートステイ（児童養護施設等で一時的に子供を預かる事業）等の両立支援 | |
| 4. 経済的支援 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当制度の着実な実施 支払回数を年3回から6回に見直し（令和元年11月支給分～） <input type="checkbox"/> 養育費の確保の推進 養育費の取決め支援、民事執行法の改正による財産開示手続の実効性の向上 | |
| 施策の推進体制等 <input type="checkbox"/> 地方公共団体の計画策定等支援 <input type="checkbox"/> 子供の未来応援国民運動の推進 子供の未来応援基金等の活用 | |

第7節 母子保健医療対策の推進

1 地域における切れ目のない妊娠・出産支援の強化

地域のつながりの希薄化等から、地域において妊産婦の方やその家族を支える力が弱くなっているとの指摘がある。より身近な場で妊産婦等を支える仕組みが必要であることから、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(平成30年法律第104号)に基づき、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援の強化を図っていくことが重要である。政府においては、同法に基づき、成育医療等協議会での議論等を踏まえ、成育医療等基本方針の作成等を行う予定である。

妊婦健康診査については、2013（平成25）年度以降、実施に必要な回数及び項目につき地方財源を確保し、地方交付税措置を講じている。また妊婦健康診査が、子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業の一つに位置づけられたことに伴い、妊婦に対する健康診査の望ましい検査項目や内容等について定めている。

加えて、出産育児一時金制度については2011（平成23）年4月以降、支給額を原則42万円にしている。

2015（平成27）年度から、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供する子育て世代包括支援センターを立ち上げ、保健師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて支援プランを作成するとともに、関係機関と連携することにより、妊産婦等に対し切れ目のない支援を提供する体制の構築に向けて取り組んでいるところである。ニッポン一億総活躍プラン等において、今後、2020（令和2）年度末までに地域の実情等を踏まえながら全国展開を目指すこととしており、同センターを法定化する改正母子保健法が2017（平成29）年4月から施行された。また、2019（令和元）年12月に成立した「母子保健法の一部を改正する法律」（令和元年法律第69号）において、出産後の母子に対して、心身のケア等を行う「産後ケア事業」が法定化され、市町村における同事業の実施が努力義務化されたことを踏まえ、少子化社会対策大綱等において、2024年（令和6）年度末までの同事業の全国展開を目指すこととしている。さらに、特に支援が必要とされる産前・産後の時期において子育て経験者等による相談支援を行う「産前・産後サポート事業」、母体の身体的機能や精神状態の把握等を行い、支援へ繋げる「産婦健康診査事業」、身体的・精神的な悩みを有する女性に対する相談指導等や、特定妊婦と疑われる者に対する産科受診等の支援を行う「女性健康支援センター事業」の推進を図っている。

2 不妊に悩む夫婦への支援

経済的な負担が大きい体外授精と顕微受精については、2004（平成16）年度から、費用の一部の助成を行っている。この助成事業については、より安心・安全な妊娠・出産に資するよう、都度助成対象範囲の見直しを行い、2016（平成28）年度から見直しを全面实施し、対象年齢を43歳未満、通算助成回数を6回（助成開始年齢が40歳以上の場合は3回）とし、年間助成回数の制限を撤廃した。さらに、2016年1月から、早期の受診を促すため、出産に至る割合が多い初回治療の助成額を15万円から30万円に拡充するとともに、不妊の原因が男性にある場合に精子回収を目的とした手術療法を実施した場合、更に15万円を上限に上乗せして助成することとした。さらに2019（平成31）年4月から男性不妊治療にかかる初回の助成額を15万円から30万円に拡充する（2017（平成29）年度支給実績：139,752件）。

また、不妊に関する医学的な相談や、不妊による心の悩みの相談などを行う「不妊専門相談センター事業」を実施している。

3 子どもの心の健康支援等

様々な子どもの心の問題等に対応するため、都道府県及び指定都市における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉教育関係機関等と連携した支援体制の構築を図る「子どもの心の診療ネットワーク事業」を実施している。

また、入院を必要とする未熟児に対しては、その養育に必要な医療の給付等を行っており、2013（平成25）年度からは事務の実施権限が都道府県、政令市及び特別区から市区町村に移譲された。

さらに、新生児スクリーニングとして、先天性代謝異常等の早期発見・早期治療を図るための都道府県及び指定都市における先天性代謝異常等検査を行っているほか、聴覚障害

の早期発見・早期療育を図るための市区町村における新生児聴覚検査については、2020（令和2）年4月から都道府県における新生児聴覚検査結果の情報集約等の検査体制整備の支援を拡充するなど、確実な実施に向け取組みを促している。

4 「健やか親子21」の推進

「健やか親子21（第2次）」（2015（平成27）年度～2024（令和6）年度）は、21世紀の母子保健の取組みの方向性と目標を示し、関係者、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動である。「健やか親子21（第2次）」では、日本全国どこで生まれても、一定の質の母子保健サービスが受けられ、生命が守られるよう地域間での健康格差を解消すること、また、疾病や障害、経済状態等の個人や家庭環境の違い、などの多様性を認識した母子保健サービスを展開することが重要であるとしている。そういった認識のもと、10年後に目指す姿を「すべての子どもが健やかに育つ社会」とし、3つの基盤課題と2つの重点課題^{*7}を設定して、取組みを行っている。

国民運動の取組みの充実に向けて、ウェブサイト等を活用して幅広い対象者に向けた普及啓発を実施している。また、毎年、全国から母子保健事業及び家族計画事業関係者を集めて「健やか親子21全国大会」を開催しており、2019（令和元）年度には、54回目の大会が千葉県で開催された。さらに、「健康寿命をのばそう！アワード（母子保健分野）」を実施し、母子の健康増進を目的とする優れた取組みを行う企業・団体・自治体を表彰している。

第8節 仕事と育児の両立支援策の推進

1 現状

育児・介護期は特に仕事と家庭の両立が困難であることから、労働者の継続就業を図るため、仕事と家庭の両立支援策を重点的に推進する必要がある。

直近の調査では、女性の育児休業取得率は82.2%（2018（平成30）年度）と、育児休業制度の着実な定着が図られている（**図表1-8-1**）。しかし、第1子出産後の女性の継続就業割合をみると、53.1%（2015（平成27）年度）となっており、いまだに半数近くの女性が出産を機に離職している（**図表1-8-2**）。

また、男性の約3割が育児休業を取得したいと考えているとのデータもある^{*8}中、実際の取得率は6.16%（2018年度）にとどまっている。さらに、男性の子育てや家事に費や

*7 「健やか親子21（第2次）」の課題は、以下の通り。

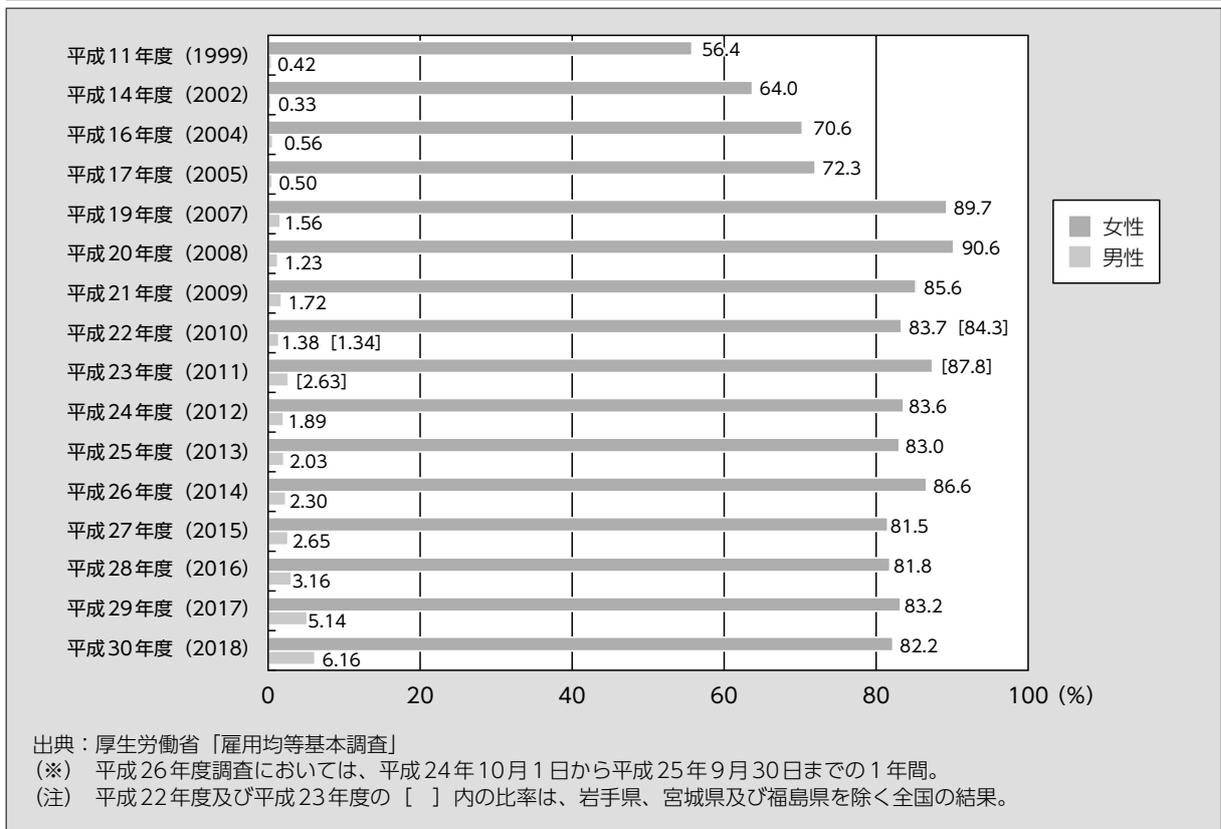
基盤課題A 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
 基盤課題B 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策
 基盤課題C 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
 重点課題① 育てにくさを感じる親に寄り添う支援
 重点課題② 妊娠期からの児童虐待防止対策

*8 （出典）三菱UFJリサーチ&コンサルティング「仕事と育児の両立に関する実態把握のための調査研究事業報告書」（平成29年度）

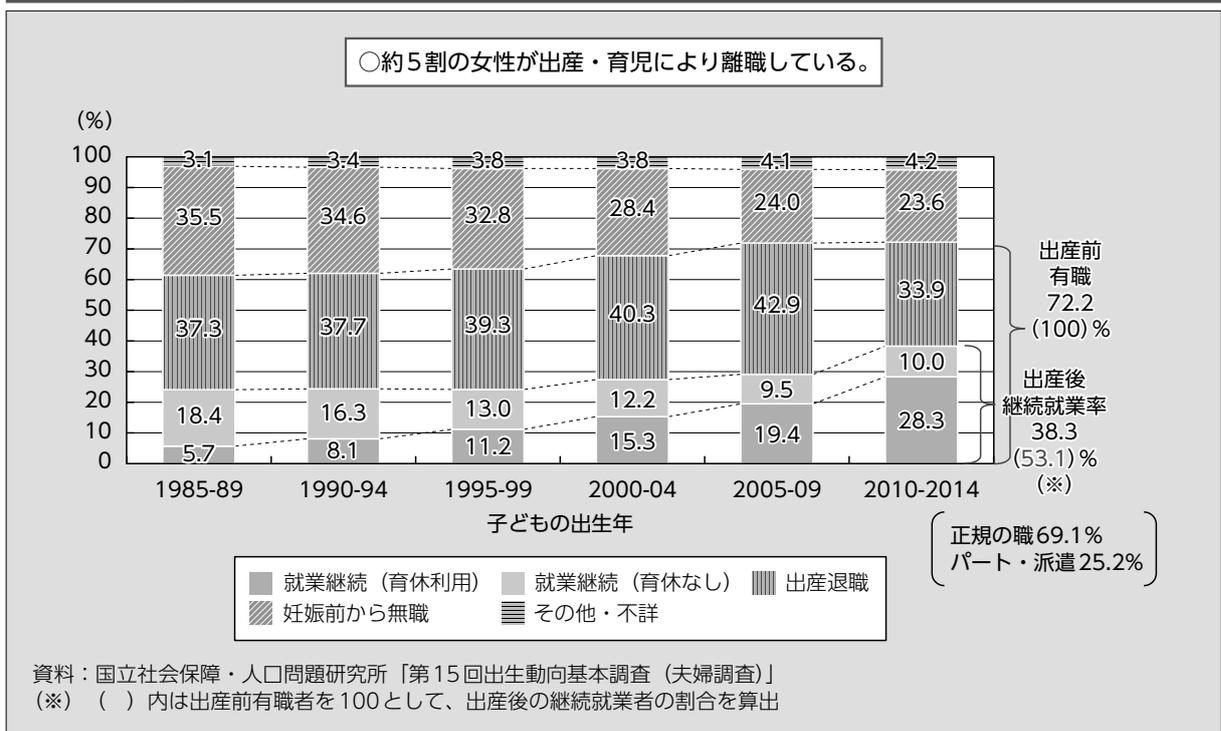
基盤課題A 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
 基盤課題B 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策
 基盤課題C 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
 重点課題① 育てにくさを感じる親に寄り添う支援
 重点課題② 妊娠期からの児童虐待防止対策

す時間も先進国中最低の水準である。こうした男女とも仕事と生活の調和をとることが難しい状況が女性の継続就業を困難にし、少子化の原因の一つになっていると考えられる。

図表 1-8-1 育児休業取得率の推移



図表 1-8-2 第1子出生年別にみた、第1子出産前後の妻の就業変化



2 育児・介護休業法

男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる環境を整備するため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」という。）において、育児休業、短時間勤務制度や所定外労働の制限のほか、父母がともに育児休業を取得する場合の育児休業取得可能期間の延長（パパ・ママ育休プラス）、父親が配偶者の出産後8週間以内に育児休業を取得・終了した場合に再度の育児休業の取得を可能とする等、父親の育児休業取得を促進するための制度が規定されている。

2017（平成29）年1月から、有期契約労働者の育児休業の取得要件緩和や、子の看護休暇の半日単位での取得などを可能とする改正育児・介護休業法が施行された。また、同年10月には保育所に入れられない場合等に最長で子が2歳に達するまで育児休業を延長できるようにすること、事業主に育児休業制度等の対象者への個別周知や育児目的休暇の設置に努めることを義務づけることを内容とする改正法が施行されている。さらに、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」等が2019（令和元）年12月に改正され、2021（令和3）年1月から子の看護休暇の時間単位での取得が可能となる。なお、雇用保険法が2020（令和2）年3月に改正され、同年4月1日から、雇用保険制度の安定的な運営を図るため、育児休業給付に充てる独自の保険料率と資金を設定し、育児休業給付を他の失業等給付から区分経理している。

3 企業における次世代育成支援の取組み

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、「次世代育成支援対策推進法」（以下「次世代法」という。）に基づき、国、地方公共団体、事業主、国民がそれぞれの立場で次世代育成支援を進めている（**図表 1-8-3**、**図表 1-8-4**）。

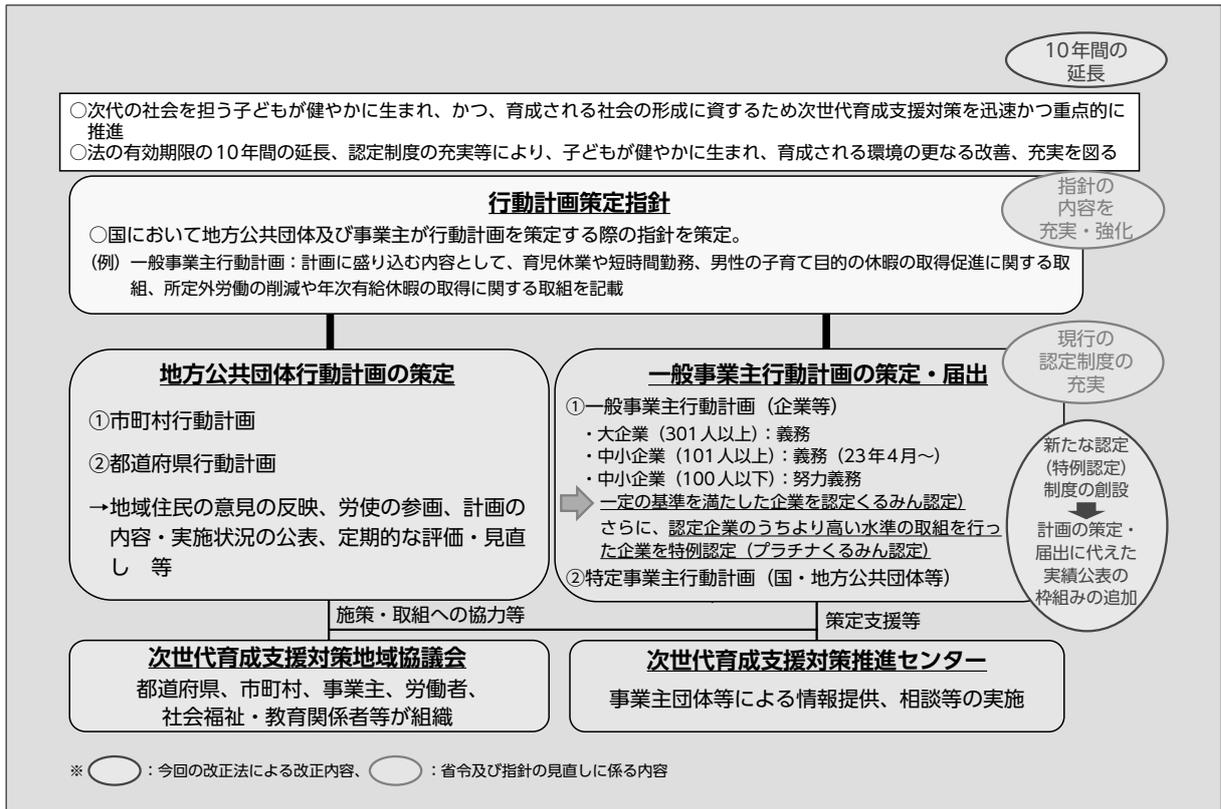
地域や企業の子育て支援に関する取組みを促進するため、常時雇用する労働者数が101人以上の企業に対し、一般事業主行動計画（以下「行動計画」という。）の策定・届出等を義務づけ、次世代育成支援対策推進センター（行動計画の策定・実施を支援するため指定された事業主団体等）、労使団体及び地方公共団体等と連携し、行動計画の策定・届出等の促進を図っている。

また、適切な行動計画を策定・実施し、その目標を達成するなど一定の要件を満たした企業は「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受け、認定マーク（愛称：くるみん）を使用することができる。

2015（平成27）年4月1日からはくるみん認定を受けた企業のうち、より高い水準の両立支援の取組みを行い、一定の要件を満たした場合に認定を受けられる特例認定（プラチナくるみん認定）制度が施行されており、特例認定を受けた企業は認定マーク（愛称：プラチナくるみん）を使用することができる。

図表 1-8-3

次世代育成支援対策推進法の概要と改正のポイント
(平成17年4月から平成27年3月までの10年間の時限立法を、10年間延長)



この認定制度及び認定マークの認知度を高めるため、認定企業の取組み事例や認定を受けるメリット等を積極的に紹介するとともに、認定企業に対する公共調達における加点評価について、幅広く周知し、認定の取得促進を図っていく。

また、2017（平成29）年4月には、多方面から子育てサポートに取り組む企業を認定するため、労働時間に関する基準の追加、男性の育児休業取得に関する基準の厳格化、関係法令に違反する重大な事実の範囲の拡大など、認定基準等の見直しを行った。

図表 1-8-4 企業における次世代育成対策推進の取組み状況

【参考：令和2年3月末時点】

| | |
|----------------|--------------------------|
| ○一般事業主行動計画届出状況 | |
| 規模計 | 91,151社 |
| 301人以上企業 | 16,579社（届出率98.9%） |
| 101人以上300人以下企業 | 31,444社（届出率98.6%） |
| 100人以下企業 | 43,128社 |
| ○くるみん認定企業 | 3,312社 （うち特例認定企業367社） |



「くるみん」



「プラチナくるみん」

4 仕事と家庭を両立しやすい環境整備の支援

事業主が労働者の育児休業の取得及び育児休業後の円滑な職場復帰による継続就労を支援するために策定する「育休復帰支援プラン」や介護離職を防止するために策定する「介護支援プラン」の普及や策定支援を行っているほか、育児や介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境の整備を行う事業主を支援するため、両立支援等助成金を支給している。

①育児休業等支援コース

- ・ 育休取得時、職場復帰時

「育休復帰支援プラン」を策定・導入し、プランに基づく取組みを実施し、労働者に育児休業を取得させ、原職等に復帰させた中小企業事業主

- ・ 代替要員確保時

育児休業取得者の代替要員を確保し、対象となる育児休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主

- ・ 職場復帰後支援

育児休業等から復帰後の労働者を支援するため、法を上回る子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入し、利用させた中小企業事業主

②出生時両立支援コース

男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りの取組みを行い、その取組みによって育児休業や育児目的休暇を取得した男性労働者が生じた事業主

③介護離職防止支援コース

「介護支援プラン」を策定・導入し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ中小企業事業主、または介護のための柔軟な就労形態の制度（介護両立支援制度）を導入し、利用者が生じた中小企業事業主

④再雇用者評価処遇コース

妊娠、出産、育児、介護又は配偶者の転勤等を理由として退職した者が、従前の勤務経験が評価・処遇される再雇用制度を導入し、再雇用した事業主

また、新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話のために休暇を必要とする労働者に対して特別な有給休暇を付与した事業主に対しては小学校休業等対応助成金、子どもの世話のため仕事ができなくなった委託を受けて個人で仕事をする方に対しては小学校休業等対応支援金を創設するとともに、家族の介護を行う必要がある労働者のために特別な有給休暇を付与した事業主に対しては、介護離職防止支援コースに特例を設けた。

さらに、インターネットで設問に答えると自社の「仕事と家庭の両立のしやすさ」を点検・評価することができる両立指標や、両立支援に積極的に取り組んでいる企業の取組み等を掲載したサイト「女性の活躍・両立支援総合サイト 両立支援のひろば」*⁹による情報

*⁹ 「女性の活躍・両立支援総合サイト 両立支援のひろば」ホームページ <https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>

提供等により、仕事と家庭の両立に向けた企業の自主的な取組みを促進している。

このほか、育児を積極的に行う男性「イクメン」を応援し、男性の育児休業取得を促進する「イクメンプロジェクト」を実施している。男性の仕事と育児の両立を積極的に促進する企業を対象とした「イクメン企業アワード」、管理職を対象とした「イクボスアワード」等表彰の実施のほか、人事労務担当者向けセミナーの実施や啓発用動画の作成、企業の事例集等広報資料の作成・配布、公式サイトでの運営等により男性が育児をより積極的に楽しみ、かつ、育児休業を取得しやすい社会の実現を目指している。